

別紙 5

(事後公表)

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第3号の規定による随意契約を締結したので、奈良県契約規則(昭和39年5月奈良県規則第14号)第16条の2第3項の規定により、次のとおり公表します。

令和4年7月29日

1 契約の名称、数量及び契約金額

- (1) 名称 史跡桜井茶臼山古墳の維持管理(史跡地の除草及び清掃)
- (2) 契約金額 999,200円

2 契約の相手方の名称及び所在地

- (1) 名称 公益社団法人桜井市シルバー人材センター
- (2) 住所 桜井市大字豊田311番地の2

3 契約年月日

令和4年5月16日

4 契約の相手方を選定した理由

令和4年4月25日付けで事前公表した決定方法で該当した者

5 契約事務を担当する所属

奈良県文化・教育・くらし創造部文化財保存課

住所：奈良市登大路町30番地

電話：0742-27-9866(ダイヤルイン)

FAX：0742-27-5386